

京都市消防局告示第2号

昭和37年10月11日京都市消防局告示第5号（京都市火災予防条例施行規則第17条に規定する消火器具の効力試験について）は、平成19年3月30日をもって廃止します。

平成19年3月30日

京都市消防局長 折坂 義雄

（京都市消防局予防部）